

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって報告第一号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十三分 休憩

午後一時一分 開議

○議長(田村市郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第三 報告第二号 専決処分承認を求めることについて(福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 生子国利君 登壇)

○企画財政部長(生子国利君) 御指名をいただきましたので、報告第二号 専決処分の承認を求めるとして、提案理由並びにその内

容につきまして御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第百七十九条第一項の規定によりまして、福生市税賦課徴収条例の一部改正を専決いたしましたので、同条第三項の規定によりその承認を求めようとするものであります。

それでは内容につきまして御説明申し上げます。

お手元に御配付しております報告第二号によります資料に基づきまして御説明いたしたいと思います。

なお、改正の点につきましては、赤のアンダーラインを引いておりますが、その部分に特に改定と。条文が非常に複雑になっておりますので、表によって御説明申し上げます。

最初に、第十九条第四号中につきましては、従前ありました市民税、法人税割を納める法人が、確定申告に際し、その税額の四分の三以上を納めた場合、残りの四分の一の税額は三カ月間徴収猶予がされる制度が、今回廃止になりました。その場合の延滞金の納入の規定を削るものでございます。

それから、次の二十四条第一項第三号につきましては、障害者、未成年者、老年者、または寡婦で、所得が八十万円未満の者の所得割の非課税は、これを百万円まで非課税とし、所得の用語の整備をすることがございます。

次に、同条二項中均等割の非課税につきましても同様、二十五万円を二十八万円に改め、用語も同様整備いたしたいものでございます。

次に、三十一条の第二項の表中の改正でございますが、法人、住民税の均等割を課する団体に、新たにマンション等の管理組合、団地管理組合を加えることと、法人住民税の均等割の二・五倍引き上げを図って改めたものでございます。

四十八条第二項中、次のページの二ページにも関連いたしますが、五十三年の二の第一項第三号中及び五十三條の三第一項四号中、第五号中につきましましては、建物の区分所有等に関する法律の一部改正に伴い条文の整備を図ったものでございます。

次の五十七條の二につきましましては、用語の整備でございます。

六十二條の二の第一項中につきましても、不動産登記法の一部改正による条文の整備でございます。

次の七十一條につきましましては、軽自動車の税率を平均一〇％引き上げるものでございます。

三ページに行きまして、附則の第六條の二につきましましては、見出しを改め、また第一項を全文改めます。したがって、左の方に明記してありますとおり改正されるわけでございます。これは先ほどの第十九條で御説明申し上げたとおり、市民税、法人税割の徴収猶予制度の廃止に伴う延滞金の計算方法の特例規定を会計検査等の済んでいないため、決算の確定していない法人の納期限の延長の際の公定歩合引き上げのあった場合の延滞金の特例に改めるものでございます。

次に、附則第七條の二につきましましては、昭和五十八年度または消費税につきましましては、同年五月またはこの小売価格一本当たり一円の引き上げによる売り上げ本数の減少に見合うよう一本当たり一・〇四本または消費税を算出する規定でございましたが、今回これを削るものでござ

やいます。

附則第八条の二第一項、二項につきましては、生活保護基準程度の収入の低所得者層の税負担に配慮をし、設けられたものでございまして、昭和三十八年度分の個人の市民税に限り、この当分の間に改め、二十七万円を二十九万円に引き上げますもので、その結果、夫婦子供二人の標準世帯の非課税限度額を百八十八万五千円から二百万円と引き上げたものでございます。

附則十九条第一項中につきましては、租税特別措置法の改正に伴う条文の整備でございます。

次の四ページでございますが、附則二十一条の二につきましては、電気自動車と軽自動車との軽自動車税額の軽減規定でございますが、軽自動車税の引き上げに伴いこのように改めたものでございます。当市においては一台の対象がございまして、

次に、議案に度りまして、附則になるわけでございますが、附則といたしまして、この条例は、昭和五十九年四月一日から施行し、第二条

市民税の法人税割の徴収猶予関係に関する経過措置として、五十九年四月一日以前に終了した事業年度にかかる法人税割については、改正前の例によること。

次に、附則第三条といたしまして、第一項、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、昭和五十九年度以降適用し、昭和五十八年度分までの個人の市民税については従前とおりといたし、第二項、法人市民税についても同様とすること。第三項は、法人の中間申告等の場合の取り扱いの経過処置でございます。

第四条第一項、第二項は、新条例は昭和五十九年度以降の軽自動車、自動車の自動車税に適用すること、等の経過処置を定めたものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。説明を終わりたいと思っております。

議長

(田村市郎君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

法人等の均等割税

○十一番（原 敏子君） 一つ二つ聞かせてください。

この資料の方で見ますと、第三十一条の法人等の区分の中で、一から六まであるわけです。これの一是、対象法人が何と何か、これを教えていたいただきたいのと、この法人税がここで二・五倍となるわけですから、総額増収になると思いますが、その総額が幾らになるのか。それと、資料の二ページの第七十一条の軽自動車税の税率が一〇％の引き上げですが、それで、当市においてこの従前よりも引き上げた結果、どの程度の増収になるのか。その差額ですね。教えてください。

○税務課長（小野光朗君） それでは、現在の五十八年の決算の状況で報告申し上げますと、法人の数でございすけれども、これは一号法人が三社ございす。それから、二号法人が三社でございす。三号法人が三十五社、四号法人が四十二社、それから五号法人が百三社、それから六号法人が六百八十五社、あと過年度分等で追加して号数がダブっている、その他というのは過年度分もその他があるわけで、それから四十九社で、合計九百二十社というふうになっております。それで、これに基づきまして

均等割が二・五倍に上がりまして、約三千四百万円程度の増収を見込んでおります。

それとあと、軽自動車税でございすけれども、当初予算の中で、日本人の対象九千二百三十六台見ているのでございすけれども、そのうち一〇％アップに基づきまして二百八十七万四千円程度の増収を見込んでおります。以上でございす。

○議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。反対者十一番 原 敏子君。

（十一番 原 敏子君 登壇）

○十一番（原 敏子君） 報告第二号 条例第十二号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、専決処分承認はできないので反対討論を行います。

今日の福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例は、第一に、法人等の均等割税率の引き上げであります。法人等の均等割税

率の改正は、昨王に引き続き二年連続であり、中小零細企業に負担を押しつけるものとなっています。しかも、大企業も中小零細企業と同じ割合の引上率であり、これは大企業の優遇をますます強めるものとなっています。

第二には、軽自動車税の税率改正であります。

いまや国民の足として生活の場に溶け込んでいる軽自動車税の引き上げは、国民生活をますます苦しみ、守ることはできなくなっています。このように市民生活を圧迫し、大企業には優遇するようになっています。条例第三号、福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例には承認することはできないと表明いたしました。簡単ではある、まさか反対討論いたします。

○議長（田村市郎君）

以上で討論は終わります。

これより報告第二号について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求め

ます。

（賛成者 起立）

○議長（田村市郎君）

起立多数であります。よって報告第二号は、

原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（田村市郎君）

日程第四 報告第三号 専決処分の承認を

求めることについて（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 生子国利君登壇）

○企画財政部長（生子国利君）

御指名をいただきましたので、報告

第三号 専決処分の承認を求める件につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

本案は、地方自治法百七十九条第一項の規定によりまして、アメリカ

合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正し、専決いたしましたもので同条第三項の規定により承認を求めようとするものでございます。

それではその内容につきまして御説明申し上げます。

まず、第二条中原動機付自転車年額四百円を四百五十円に、軽自動車二輪、軽三輪車、二輪の小型自動車年額八百円を九百円に、軽四輪自動車年額二千四百円を二千六百五十円にそれぞれ引き上げますものでございます。

附則といたしまして、この条例は、昭和五十九年四月一日から施行するものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、慎重審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。以上。

議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（原 敏子君） この先ほどの日本人の市民の軽自動車税

は、約一〇％の引き上げになります。計算すればいいんですけれども、この

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の軽自動車税は、今回は経費にして何％になるでしょうか。

それと、これを金額を言うと五十円から二百五十円なんですけれども増収金額ですね。

○ 税務課長（小野光朗君） 平均いたしまして一、五％の引き上げになっております。

それと、この増収分につきましては、八万二千円程度の見込みでございます。

○ 十一番（原 敏子君） 何台ぐらい。

○ 税務課長（小野光朗君） 六百七十九台です。

○ 十二番（遠藤洋一君） 要するに合衆国構成員の軽自動車税の税率が上がるわけですが、ずいぶん久しくこのままであったのが、やっとなし日本市民並みになってきたと思うんですが、一・五％ぐらいの改定なんです。これは何ですか、根拠みたいなものがあるんですか。一体、どこで相談

を。これは国その他で決まってきたから条例改正になったと思うんですけれども、そのところをお聞かせ願いたいのと、もう一つ、この条例たとえば東京ですと福生市ばかりではなくて、立川や武蔵村山にもあるかと思うんですけれども、ほかのまちではどういふふうなことになるのか。東京の二十六市の中で、この条例です、アメリカ合衆国の構成員の有する軽自動車に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例ですね、これはほかにはどういふところにあるのか。

○税務課長（小野光朗君） 根拠というものにつきましては、私の想像でございましてけれども、たとえば日本人の場合、五十一年以来約四〇から五〇％値上げになっているわけでございます。通算しますともう二回五十一年、五十二年、五十九年というふうになっているわけでございます。そうしますと、米軍の場合には、五十二年と五十九年で合計で五〇％程度上がっているというので、もとの値段は軽減してございしても、伸び率では、そういう点である程度上げ率は同じようにしているのではないかというふうに想像しております。

それが一点と、あとこの近接ですと、昭島市とか、武蔵村山市等ではこういうふうな条例を設けています。

あと、この根拠でございましてけれども、これにつきましては、日米安全保障条約に基づく地位協定に基づきまして日米合同委員会というのがあります。そこでの協定に基づきましてこういうふうな決定がされております。以上です。

○議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

反対者十一番 原 敏子君

○十一番（原 敏子君） 報告第三号 条例第十三号アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例について専決処分の承認は

できないので、反対討論を行います。

今回のこの条例改正は、米軍人軍属の所有する軽自動車等の税率引き上げであります。この税率改正を行っても、いまだ市民との格差はひどく、引き上げ幅も金額で五十円から二百五十円までとなっております。とても承認できるものではありません。軽四輪自家用自動車を市民と米軍人軍属とを比較してみますと、市民七千二百円に対して米軍人軍属は二千六百五十円というもので、米軍人軍属は半額以下という税となっております。

以前には、立川市や三沢市では市民並みの軽自動車税を徴収していましたが、このように福生市でも、市民と同額を徴収すべきであります。市民よりも米軍人軍属の軽自動車税が安いというのは、不合理であります。私がこれまで主張してきましたように、せめて市民並みの軽自動車税とすべきであると意見を述べまして、簡単ではありませんが私の反対討論といたします。

議長（田村市郎君） 以上で討論を終わります。

これより報告第三号について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者 起立）

議長（田村市郎君） 起立多数であります。よって報告第三号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（田村市郎君） 日程第五 議案第三十一号 福生市税賦課

徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 生子国利君登壇）

○企画財政部長（生子国利君） 御指名をいただきましたので、議案

第三十一号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきまして提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

お手元にお配りしてあります条例の新旧対照表によって御説明申し上げます。上げた方がわかりかと思いますが、そのようにさせていただきます。

と思います。

まず、対照表の三十三条の三第一項の表中の金額及び税率の改正につきましましては、市民税の所得割の税率を当てる所得区分の刻み幅の一部ふぞういの部分となだらかな累進区分に改め、また最低税率についても、百分の二を百分の二・五と改めるものでございます。これは昭和六十年度より適用ということになっております。

次に、四十七条の四につきましても、分離課税の退職所得の税率等につきましても、同様に改めようとするものでございします。

附則第八条につきましましては、株式配当所得等について所得税で源泉分離課税をした場合、市民税においては、総所得金額に算入して総合課税を行う制度が三年間延長されたため、改めようとするものであります。附則第九条第二項につきましましては、証券投資信託にかかわる配当所得がある場合、市民税で配当控除を適用しない規定を、同様三年間延長いたすものでございします。

附則第十八条の三第一項につきましましては、所得税に準じ、みなし法

人課税の特例制度を五年間延長されたため、改めようとするものでございまして、六十四年度まで行うと。

また、同条第一項に、この下の表にございしますか、次のページの所に新設としてございしますか、一項を加えまして、みなし法人におけるみなし法人所得割等の割合の引き上げと、昭和六十年度及び六十一年度の二年間の臨時措置を講じますもので、これは法人税率の二年間平均一・三の税率の引き上げに準じて行うものでございします。一応、表としてはどのような改正によって行われました。

それでは、議案の表をごらんいただきたいと思います。

別表一につきましましては、冒頭御説明申し上げた累進税率の改正により、簡易税額表を改めますものでございします。

附則といたしまして、第一条この条例は昭和六十年度の四月一日から施行し、ただし、退職所得につきましましては、昭和六十年一月一日から施行しようとするものでございします。

第二条第一項につきましましては、六十年一月一日以降に支払うべき退職

手当等に税率区分及び簡易税額表を適用し、それ以前に支払うべきものについては、従前によるものとする。

第二項につきましても同様、個人の市民税について、新条例は昭和六十年年度以降適用し、昭和五十九年度までは従前によるものとするものでございます。

以上、難解な説明でございますが、慎重審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田村市郎君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君） 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第三十一号は、総務委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村市郎君）

御異議なしと認めます。よって議案第三十一号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田村市郎君）

日程第六 議案第三十二号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 生子国利君登壇）

○企画財政部長（生子国利君） 御指名をいただきましたので、議案第三十二号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並にその内容につきまして御説明申し上げます。

附則第八項中につきましては、倉庫業者の新設倉庫、職業訓練法人の新設資産、卸売市場の新設資産等に対する課税の軽減規定でございますが、地方税法の改正に伴い条項が切り上がったために改めるものでございまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、昭和五十八年度分までについては従前とおりといたす